

地域商社を活用した海外販路開拓モデル構築業務委託仕様書

1 委託業務名

地域商社を活用した海外販路開拓モデル構築業務

2 事業主体

三重県

3 委託業務の目的

海外に駐在所等を有する商社の既存のネットワークを活用し、新たな商流を開拓するとともに、これまでに輸出に取り組んでいない魅力ある製品の掘り起こしや商品のブラッシュアップを支援することで、継続的かつ効率的な輸出拡大につなげる。

4 契約期間

契約締結日から令和5年3月17日まで

5 委託業務の内容

海外販路を拡大するため、次年度以降も継続的に輸出に取り組める体制づくりを念頭に置き、以下の内容を標準とするが、記載のない事項については、県と協議のうえ決定することとする。

(1) 輸出可能な県産品の掘り起こしおよび新規販路開拓

- ・ターゲットとする輸出先国を2か国（地域）以上を選定する
- ・三重県農林水産物・食品輸出促進協議会と連携し、商談会等を実施することで県産品の掘り起こしを行う

(2) 現地ニーズを踏まえ、海外マーケットで勝ち抜くための商品力向上を図る。

※この際、必要に応じて食材と調味料、土鍋等と食材のセット商品など、現地消費者に対する商品訴求力の強化に取り組むこと

(3) 事業者が輸出先国の規制や認証制度などの知識を習得するためのセミナーを実施する。

6 委託費及び経費等

委託料（1件あたり上限額8,999,254円、採択件数2件）の範囲内で当該事業を行うものとし、対象経費は本事業の実施に真に必要なもの（人件費、旅費、通信運搬費、事務所および会場使用料、輸出コンテナの借り上げ料、輸出に関する手数料、消耗品費等）に限る。

7 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制

に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本件庁舎等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

8 委託事業成果

選定した2か国(地域)以上の輸出国に対して令和4年度、以下の数値を設定し、AからCいずれかを達成すること。

A 輸出した三重県産品の提供事業者およびその商品数「5事業者5品」以上

かつ、輸出販売実績額(商談成約額を含む)「8,000千円」以上

B 輸出した三重県産品の提供事業者およびその商品数「10事業者20品」以上

かつ、輸出販売実績額(商談成約額を含む)「4,000千円」以上

C 輸出した三重県産品の提供事業者およびその商品数「20事業者40品」以上

かつ、輸出販売実績額(商談成約額を含む)「2,000千円」以上

※成果の数値には新たに輸出に取り組んだ事業者だけでなく、令和3年度同事業から継続して輸出に関わる事業者や県産品、また、過去に輸出に取り組んでいたものの、直近3年程度の輸出実績がなく本事業により再開した事業者や県産品を含む。

9 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

10 委託料の支払い方法及び支払時期

(1) 委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとする。

(2) 上記に関わらず、本業務を実施するにあたり必要がある場合は概算払いをすることができるものとする。

11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

12 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所

属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が①（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

13 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

14 その他、受託上の留意点

- ◇事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- ◇その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。
- ◇受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- ◇業務遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- ◇契約締結権者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- ◇この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存すること。
- ◇本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとする。また、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があることに留意すること。
- ◇本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- ◇新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、委託業務の内容に変更が生じる場合は、三重県と受注者が協議のうえ、委託料を減額する可能性があることに留意すること。

15 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課 食の産業振興班 担当 菊本、中村

TEL 059-224-2458 FAX 059-224-2078

E-mail export@pref.mie.lg.jp